

ID: 456

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第18条		
例 規 番 号	平成18年条例第198号		
【根拠条文】 (延滞金) 第18条 管理者は、負担金に係る督促又は延滞金の徴収については、名寄市債権管理条例（令和2年条例第12号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考	名寄市公共下水道事業受益者分担金条例に準用あり。		
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日